

平成29年11月16日

杉並区議会議長
富本 卓 様

災害対策特別委員会
委員長 富田 たく

災害対策特別委員会活動経過報告書

災害対策特別委員会の活動経過について、下記のとおり報告します。

記

1 平成29年9月25日

(1) 報告聴取

ア 平成29年度杉並区総合震災訓練等の実施について

(ア) 総合震災訓練の実施について

平成29年10月28日(土)午前10時から13時まで区立下高井戸おおぞら公園で、平成29年度杉並区総合震災訓練を実施する予定とのこと。

・訓練想定

休日に首都直下地震が発生し、区は避難勧告を発令。区民はこれに基づき避難を開始する。

・内容

地域住民などによる震災救援所の開設、避難場所への集団避難、「すぎナビ」を活用した模擬投稿体験、子ども向け防災体験プログラム、関係団体による各種広報・展示・体験、被災現場を想定した地域住民・警察・消防等が連携した救出救助訓練等を実施する。なお、新規に子ども向け防災体験プログラムを実施する予定。

(イ) 震災救援所訓練の実施について

各震災救援所(区立小・中学校等65か所)において9月から11月を中心に震災救援所訓練を実施するとのこと。

・目的

震災救援所開設・運営に向けた各自の役割意識や区民の避難確保及び災害時

要配慮者支援対応を行い、いざというときに混乱しない災害対応力を身につけるとともに、地域の防災力向上を図る。

- ・内容

各震災救済所で訓練内容を決めて実施する。なお、防災課では、実践的な立ち上げ訓練を中心に行うことを依頼している。

イ 土砂災害警戒区域等の指定について

東京都では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行うため、基礎調査を実施している。杉並区内においては、平成 28 年度に基礎調査が実施され、平成 29 年 7 月に調査結果が公表されたとのこと。

(ア) 土砂災害警戒区域（都指定）について

- ・警戒区域

傾斜度 30 度以上で高さ 5 m 以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域、急傾斜地の下端から急傾斜地の高さ 2 倍以内の区域

- ・特別警戒区域

警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れのある区域

(イ) 区域指定後の義務と規制事項

「区市町村に課せられる義務」、「不動産取引時の義務」、「開発や建物の建設時に求められること」の義務と規制事項があるとのこと。

(ウ) 指定予定区域

杉並区内においては、7カ所が警戒区域に該当。うち6カ所は特別警戒区域となっているとのこと。

ウ 地震被害シミュレーション結果の公表について

平成 28 年度に実施した地震被害シミュレーション結果を広報やホームページ、リーフレット等で 9 月 1 日に公表したとのこと。

(ア) 公表内容

区内震度の予測と、被害が最も大きいと想定された冬の 18 時、風速 8 m/s の場合の被害想定と減災対策効果を公表したとのこと。

(イ) 今後の周知等スケジュール

地域での説明会や防災イベントなどで丁寧に周知していくとのこと。

2 平成 29 年 10 月 28 日

(1) 委員の派遣

平成 29 年度杉並区総合震災訓練を視察するため、以下の場所に委員を派遣した。
下高井戸おおぞら公園（杉並区下高井戸 2-28-23）